

令和5年度 第2回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時：令和5年12月18日（月）14時00分から15時00分

場所：道民活動センター（かでの2・7）1040会議室

1 開会

2 議題

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 議事事項

専門部会の設置について（北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考部会）

(3) 説明・報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

イ 第3次北海道男女平等参画基本計画に係る指標の更新について

(4) その他

3 閉会

1 開会

- **今田女性支援室長** 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は環境生活部くらし安全局女性支援室長の今田でございます。会長副会長の選任まで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

- **佐藤くらし安全局長** 皆様お疲れ様でございます。くらし安全局長の佐藤でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。道におきましては、男女平等参画社会の実現に向け、平成13年に男女平等参画推進条例を制定いたしまして、その推進に関する重要事項を調査審議するために、この審議会を設置しております。学識経験者の方、関係団体の方、民間事業者の方、自治体の方、そして公募の方々を合わせまして、15名の皆様に委員としてご就任いただきまして、誠に感謝申し上げます。これから2年間の任期でございます。どうぞよろしくお願いたします。私が申し上げるまでもございませんが、人生百年時代と言われておりますが、家族の姿や個人の生き方も変わってきているにもかかわらず、ご承知のとおり、残念ながらまだ、性別によって固定的な役割分担意識が我が国は特に残っているというふうに私自身も思っております。職業感も価値観も変わっているんですが、なかなか時代の変化に制度が変わっていかないなど痛感する部分もございます。しかも、北海道は全国と比べまして、例えば、会社役員に占める女性の割合が低いというような部分で、男女間の格差が生じているなど、多方面においてそういうこともございます。道といたしましては、申し上げるまでもございませんが、誰もが、性別に関わりなく個性や能力を發揮できる社会の実現に向けまして、ここにいらっしゃる皆様方と連携しながら、取り組みを進めて参りたいと考えております。本日は、専門部会の設置につきましてご審議いただきますとともに、計画の推進状況等につきましてご説明を申し上げますこととしております。委員の皆様にはぜひ、忌憚のないご意見をお寄せいただきまして、今後ますますの男女平等参画社会の実現に向けまして、ご協力、お力添えを賜りますよう、心からお願申し上げます。よろしくお願いたします。

- **今田女性支援室長** 議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告をいたします。本日、委員15名のうち11名のご出席をいただいております。北海道男女平等参画推進条例第28条第2項に定める定数要件である、委員の2分の1以上のご出席をいただいております。開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。まず、次第、名簿、配席図。続きまして、資料1-1「北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について」、資料1-2「北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱」、資料2「第3次北海道男女平等参画基本計画」、資料3「第3次北海道男女平等参画基本計画関連施策の推進状況」、資料4「指標項目に係る目標の更新について」、参考資料として「北海道男女平等参画審議会の公開について」、「北海道男女平等参画審議会傍聴要領」、「北海道男女平等参画推進条例」。配布資料は以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日は委員改選後最初の審議会でございますので、委員の皆様方から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。時間の制約もありますので、大変恐縮でございますが一言ずつ。阿部委員から時計回りでお願いたします。

- **阿部委員** 皆さんはじめまして。今回は札幌商工会議所女性会を代表して参加させていただきます。阿部夕子です。どうぞよろしくお願いたします。
- **池田委員** 皆さんこんにちは。北海道経済連合会の池田と申します。よろしくお願いたします。
- **伊藤委員** 皆さんこんにちは。会社は北海道アルバイト情報社という会社なんですが、

ファザーリングジャパン北海道の共同代表を担当しております伊藤と申します。よろしくお願ひします。

- **岡田委員** 札幌学院大学法学部で刑事法を教えています。岡田です。よろしくお願ひします。
- **仙石委員** 市町村からということで、名寄市役所環境生活課から参りました仙石と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- **高橋委員** 皆さんこんにちは。北海道中学校校長会から参りました。高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- **田中委員** 連合会北海道女性委員会で事務局長をしております田中と申します。所属は北教組となります。よろしくお願ひいたします。
- **西野委員** 皆さんお疲れ様です。十勝管内の士幌町役場というところから参りました、西野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- **深尾委員** 美唄市の美唄デザイン課の深尾と申します。美唄デザイン課とは何をやっている課かわからないと思いますけども、企画部門、それから広報広聴部門、情報管理部門を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- **淵上委員** 株式会社アークスのサステナビリティ推進室というところから参りました、淵上と申します。現状のサステナビリティ推進室はSDGsのテーマがメインの仕事になりますが、その中にダイバーシティも含まれておりますので、そちらの担当もしております。よろしくお願ひいたします。
- **降幡委員** 皆さんこんにちは。公募で参加させていただいております。降幡と申します。普段、女性のキャリア支援をメインで活動している経営コンサルタントをしております。よろしくお願ひいたします。
- **今田女性支援室長** ありがとうございます。なお、本日、札幌弁護士会の小笠原圭奈子委員、公募委員の中村真実委員、水越美香委員、札幌人権擁護委員連合会の山宮輝美委員の4名はご欠席でございます。

ここで議事に入ります前に、当審議会につきまして、あらかじめご承知おきいただきたい事につきまして、担当から2点ご説明させていただきます。

- **小林主幹** はい。それでは、最初に本審議会の公開についてご説明します。参考資料1をご覧ください。道におきましては、審議の経過の透明性を確保するという観点から、審議会につきましては、原則すべて公開をすることとしております。このため、本審議会についても公開することとし、あらかじめ開催について報道機関に公表するとともに、ホームページにおいて、委員の皆様の氏名等につきまして、名簿を公表しておりますので、ご理解をいただければと思います。また、審議会の資料及び議事録につきましても、審議会終了後、事務局において発言記録等を作成いたしまして、委員の皆様に内容をご確認いただいた上で、道のホームページで、公開いたします。

続きまして、参考資料2「北海道男女平等参画審議会傍聴要領」をご覧ください。できるだけ多くの方々に、この審議会を傍聴していただき、審議の経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るために、傍聴の手続きや、守るべき事項、会議の秩序の維持などについて定めているものでございます。

次に、本審議会の所掌事項でございますが、参考資料3「第3次北海道男女平等参画推進条例」をご覧ください。条例は平成13年に男女平等参画社会の実現を目的として制定し、男女平等参画の推進の基本理念や道の責務等のほか、基本的施策等について規定しており、第8条では、道は男女平等参画に関する基本的な計画を定めるものとされております。本審議会においてご議論をいただき、平成30年には、第3次北海道男女平等参画基本計画を策定し、現在この計画に基づき、施策を推進しております。本審議会につきましては、第4章

に定めておりました。第23条で、審議会の設置について、第24条で、その所掌事項について定めております。第24条第1項第1号では、「知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。」第2号といたしまして、「前号に掲げるもののほか、この条例の規定により、その権限に属させられた事務」がございます。これにつきましては第8条第4項におきまして、「知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ北海道男女平等参画審議会の意見を聞かなければならない。」と規定をし、この規定に基づき審議会に諮問いたしまして、これまでご答申をいただいているところでございます。第24条第2項では、「審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。」と規定しております。必要な場合には知事に対して意見を申し立てる、いわゆる建議というものができるとなっております。第25条から第31条につきましては、審議会の組織、委員の構成、男女の割合、委員の任命に関する事項等、審議会の運営に関する事項について記載しております。審議会の所掌事項は以上のとおりとなっております。本審議会は、年2回程度の開催を予定しております。以上でございます。

2 議題

(1) 会長及び副会長の選出

- **今田女性支援室長** ただいまの説明についてご質問はございますでしょうか。
では、ここから議題に入らせていただきます。次第をご覧ください。議題(1) 会長及び副会長の選出についてでございます。北海道男女平等参画推進条例第27条におきまして、会長及び副会長は委員が互選すると規定されております。会長副会長の選任について、何かご意見はございますでしょうか。
ご意見がないようですので、事務局から案を提示させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは女性支援室から説明をいたします。
- **小林主幹** はい。女性支援室から提案させていただきます。会長は、前回の会長でおられる岡田久美子委員、副会長は道内経済界における男女平等参画の推進に取り組んでおられる北海道経済連合会労働政策局長の池田委員にお願いしたいと考えております。
- **今田女性支援室長** 委員の皆様、いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、会長は岡田委員、副会長は池田委員に就任をお願いいたします。岡田会長、池田副会長は会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。
会長、副会長から一言ずつごあいさつをお願いいたします。
- **岡田会長** はい。ただいま、会長に選出されました岡田です。よろしく申し上げます。今日の審議会は新任の方ばかりということで、新しい今までにない意見をいただけるのではないかと喜んで楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。
- **池田副会長** 改めまして、北海道経済連合会の池田と申します。よろしく願いいたします。私の所属する道経連では、数々の事業に取り組んでおるのですが、その中で、女性活躍といった観点での事業の取組としまして、会員企業の女性経営者層を構成員とする女性経営層ネットワーク懇談会を開催して、女性が働き続けることができる環境整備や、経営管理、管理職役員への登用をする人材育成の意義など、懇談内容を会報誌等を通じて情報発信をしております。また、道内企業における役員管理職の女性比率向上に向けた取組として、女性社員のキャリア形成に資するべく、主に管理職を目指す中堅社員を対象にした女性チャレンジ研修を実施しております。今回この審議会に参加させていただきました。男女平等の本質的な課題について審議されるかと聞いておりますので、今後何かと役に立ちたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- **今田女性支援室長** ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は岡田会長にお願いいたします。

(2) 議事事項「専門部会の設置について」

- **岡田会長** それでは議事に入ります。次第をご覧ください。

議題（2）議事事項の専門部会の設置について、女性支援室から説明願います。

- **小林主幹** 資料の1-1から1-2についてご説明させていただきます。今回設置いただく専門部会は、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のための選考部会となります。北海道男女平等参画チャレンジ賞は社会のあらゆる分野で個性と能力を生かしてチャレンジしている個人や団体を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍する方を増やし、社会機運を高めるため、平成16年から実施しているものです。この賞に係る選考は、資料1-2北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱にあるとおり、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行うこととしています。専門部会を設置する理由としては、この賞を設置した目的に沿って、あらゆる分野での活躍をバランスよく評価し、専門的多角的なご意見がいただけるよう、各分野の視点から検討していただくために、専門部会を設置するものです。今年度は個人5名、団体1つ合計6件の応募がございましたので、この中から2件の受賞者を選考していただきます。本日の審議会におきまして、専門部会を設置いただき、第1回専門部会を12月下旬に開催したいと考えております。事前に部会の委員の皆様には資料をお渡しさせていただき、候補者の推薦内容をご確認の上、ご採点いただきまして、こちらにて取りまとめします。専門部会当日に話し合いをしていただきまして、受賞者を決定していただきたいと思っております。その後、知事に報告させていただきます。その後の予定ではございますが、1月に正式に受賞者決定となりまして、2月頃までに知事出席の贈呈式を開催する予定でございます。

最後になりますが専門部会の公開につきましては、受賞候補者のプライバシーに配慮しまして、非公開となりますので、よろしく願いいたします。

専門部会の部会長及び構成委員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条に基づきまして、会長からご指名いただくことになっております。委員の構成人数については5名ということでお願いしたいと思っております。会長からご指名をお願いいたします。

- **岡田会長** それでは、北海道男女平等参画チャレンジ賞選考部会の部会長と委員を、私から指名させていただきます。指名にあたっては、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスがとれていることなどを中心に考えさせていただきました。まず、部会長には池田委員にお願いします。委員には、阿部委員。それから、高橋委員。田中委員。降幡委員にお願いしたいと思っております。

皆様、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

また、専門部会で行われた審議内容につきましては、この審議会としての意見とし、知事へ報告させていただきます。なお、今決定されました委員の名簿につきましては、後日、女性支援室から皆様へ、本日の議事録をお送りする際に、併せてお送りしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。議題（3）説明・報告事項のア第三次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について女性支援室から説明願います。

(3) 説明・報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

- **小牧係長** 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について、ご説明をさせていただきます。

計画の推進状況につきましては、参考資料3「北海道男女平等参画推進条例」第17条に

において、「知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について公表しなければならない」との規定に基づき、例年この時期に、前年度における推進状況につきまして、取りまとめを行い、この審議会においてご報告の上、ホームページ上に資料公表しているところでございます。

まず、男女平等参画という言葉についてご説明させていただきます。資料2をお手元にご用意をお願いいたします。資料2の1ページの半ば過ぎくらいに四角で囲った「男女平等参画社会」という欄がございます。一般的には男女共同参画という言葉が耳にされたことが多いのではないかと思います。男女共同参画社会基本法ですとか、内閣府男女共同参画局等、男女共同参画という言葉が使われております。この男女共同参画社会とは、男女平等を当然の前提とした上で目指す社会という意味ですが、北海道では、この条例及び計画を策定する際に、男女平等ではない状態で、単に女性が参加するだけという誤解を招くのではないかと懸念をいただきました。そこで、道では、男女平等参画という言葉を使用しているところでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、第3次北海道男女平等参画基本計画についてご説明いたします。1ページに戻りまして、目次をご覧ください。構成をざっとご説明いたしますと、第1章が計画策定の趣旨や計画期間、男女平等参画をめぐる国内外や道内の動き、第2章が男女平等参画の実現に向けた課題、第3章が計画概要、基本理念や基本目標、指標といったことです。第4章が計画の内容。目標に沿った具体的な施策の方向ですとか、取組を記載しております。そして、第5章が計画の総合的な推進体制、国との連携等でございます。

2ページをご覧ください。計画期間は平成30年から概ね10年間、令和9年度までの計画でございます。ただし、具体的な取組に関しては、平成30年から5年としておりまして、昨年5年目を迎えたことから、具体的な取組を点検し、昨年の本審議会でご審議いただきました。その審議の結果を反映させたものが、お手元の資料2でございます。

次に64ページ、こちらは計画の体系でございます。この計画では、三つの大きな目標を掲げており、目標1「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標2「男女が共に活躍できる環境づくり」、目標3「安心して暮らせる社会の実現」と設定しております。それぞれ目標に対して、基本方向を設け、その基本方向にぶら下がる形で、25個の施策の方向を展開し、各部門にてそれぞれ具体的な取組を行っております。詳しい計画の内容につきましては、31ページからの第4章で記載をしております。

次に、27ページをご覧ください。計画の推進管理を計画的に行っていくために、25個の指標項目と62個の参考項目を設定しております。この指標項目は、計画の成果を検証する際に用いるものとして、目標値を設定しております。そして参考項目につきましては、推進状況を把握するため、あくまでも参考とする項目という位置付けでございますので、目標を設定してございません。これらの指標項目及び参考項目による計画の推進状況をまとめたものが資料3になります。

お手元に資料3をご用意いたします。こちらの資料は、1ページから3ページまでが指標項目の状況、4ページから7ページが参考項目の状況を記載しております。資料3では、目標、基本方向の横にそれぞれ該当する指標項目の順に記載し、令和4年度と令和3年度の数値を比較する形で掲載しております。項目によりましては、例えば、隔年ですとか、3年おきに調査しているものもございまして、令和3年度末及び4年度末のデータが存在しないものもあり、その理由につきましては備考欄に記載しております。

それでは、私ども環境生活部道民生活課が所管しております指標項目として3点ほどご説明させていただきます。資料3の1ページをご覧ください。まず、目標1に対応する、指標項目1番「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合、この指標は固定的役割分担担意識の解消の状況を測る指標として設定しております。目標年度は令和9年度、目標

70%でございます。令和3年度は57.7%、令和4年度は60.5%と、同感しない人の割合は増加しております。引き続き、市町村や関係団体の皆様方と連携して、男女平等参画に関わる理解の促進に取り組んで参ります。

次に同じページの、目標2に対応する指標項目3番、審議会等における女性委員登用率をご覧ください。目標年度が令和9年度で目標値40%を目指しております。令和3年度、令和4年度、ともに34.6%で目標には届きませんでした。庁内の審議会委員の委嘱に当たりましては、私ども環境生活部道民生活課に事前協議することを各部署に義務づけており、女性委員の積極的な登用を全庁的に働きかけて進めているところでございます。引き続き、女性委員の登用率の向上に努めて参ります。

次に、同じく1ページ、指標項目8番、25歳から34歳の女性の就業率。こちらは、女性が結婚や出産といったライフイベントにおいて離職することが多い25歳から34歳の就業率を見ることで、女性の活躍しやすい環境づくりが進んでいるかを測る指標として設定しております。目標年度が令和7年度、目標は全国平均値以上となっております。令和3年度76.8%、令和4年度78.7%と増加はしているものの、目標値には到達しておりません。道としては、女性活躍推進セミナーの開催や、女性の活躍に取り組む企業の表彰等、女性の多様な生き方に応じて活躍できる取組みを進めており、引き続き目標の達成に取り組んで参ります。

なお、指標項目、参考項目のいずれにつきましても、現時点で判明する数値を掲載しておりまして、一部公表準備中のものもでございます。最終的な数値が確定次第、公表していく予定となっております。公表にあたりましては、事前に委員の皆様にもお知らせして参りたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

- **岡田会長** ありがとうございます。この議題につきましては、事前の質問が2点出ております。まず1問目は、資料2のデータが平成28年までなどが大半なので、今後、令和の状況もお伺いしたいというご意見です。女性支援室から回答をお願いします。
- **小牧係長** はい。ご指摘のありました資料にもデータなのですが、こちらは平成30年の計画策定時に、基礎資料として取りまとめたものでございます。そのため、平成28年までのものが大差は大半となっているところでございます。令和の状況については、資料3をご覧ください。以上です。
- **岡田会長** もう1点の質問です。資料3の指標1「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合につきまして、全国の数値が入っていると、状況把握の参考になると思います。全国の数値が空欄なのは、北海道独自の指標項目だからでしょうかという質問です。女性支援室から回答をお願いします。
- **小牧係長** ご指摘の指標項目につきましては、道の意識調査の結果を数値の出典としており、道の意識調査では全国の調査をしていないので、全国の欄が空欄となっております。なお、全国数値の参考といたしまして、内閣府では、不定期に「男女共同参画社会に関する世論調査」を実施しており、直近の令和4年度の調査で、若干、言葉が北海道の調査と違うのですけれども、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について賛成するか反対するかという設問がございます。北海道では「男は仕事、女は家庭」という設問、国では「夫が外で働き、妻は家庭」という設問という違いです。こちらの全国の世論調査につきましては、反対する人の割合は64.3%でしたので、参考までにお知らせします。以上です。
- **岡田会長** どうもありがとうございます。以上が事前質問に対するご回答でした。この事前質問2点に関連して、何かご質問やご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。
それでは、この事前質問と関連しないものでも構いません。皆様からご質問ご意見があり

ましたら、お出しいただきたいと思います。ありませんでしょうか。

それでは、私の方から、ちょっと要望と質問をさせていただきたいと思います。

資料3の、先ほどご説明いただいた女性25歳から34歳の就業率。この時期は女性が結婚出産で離職しやすい時期にあるため、この年齢に絞ってのデータだというご説明でしたけれども、働く場における女性の活躍推進という方向からすると、この年齢でデータをとってもいいと思うのですが、より広い年齢層のデータ、或いは、一旦離職した後にどのような形で職場復帰ができているかというそのあたりのデータも欲しいなという気がいたしました。それが要望です。

あともう1点なんですけど、資料3の3ページ、指標項目21ですね、ひとり親家庭の親の就業率、父子家庭の方なんですけれども、これを見た時に目標値が88.1。コンマ1というのが、ちょっと珍しいなと思ひまして、資料2の方を見ますと、56ページに、令和元年の目標値が91と出ていたんですけども、この令和元年の91から目標値が88.1に下がったという理解でよろしいのでしょうか。ご質問です。

- **小牧係長** 申し訳ありません。会長のご質問の件については、手元にバックデータを用意しておりません。関係部署に確認の上、ご報告をさせていただきたいと存じます。議事録送付までの間に確認ができれば、そこで皆様に周知させていただきます。
- **岡田会長** はい。ありがとうございます。それでは、皆様からご質問やご要望ご意見ありましたら、自由にお出してください。
- **阿部委員** 阿部でございます。資料全体についてのご質問、ご要望という形になると思うのですが、資料2に具体的な取組という記載があるかと思うのですが、これすべてがR5年度からR9年度ということになっているので、すでにR5年度の取組の記載があるということだと思ひます。全体的にこのR5年度からの取組が新しい内容なのか、それとも継続して、これまでもやっていたことが、さらに発展的ということやってらっしゃるのかっていうのが、資料上では、少しわかりにくいかなという印象を私個人的には受けております。例えば、私の知っているところでお話をさせていただいて恐縮なのですが、道庁さんのやられているマザーズ・キャリアカフェというのが、数年前からずっとあるかと思うのですが、これが今後も取組の一つになりますということで、42ページ目のところですかね、「マザーズハローワークと連携のうえ、マザーズ・キャリアカフェなどによる働きたい女性に対するきめ細やかな就労支援サービスの提供」と書かれているのですが、こちら私の知っている限りでは、かなり前からやられている施策の一つになるかと思ひます。その中で、一つの要望としてなんですけれども、継続して実施していくっていうことは、必要だからということで取組の一つとして挙げられているのかなと思うのですが、少し気になるといたしましては、この施設がどれだけ女性の皆さんに知られていますかっていうところかなと思うのです。実際にいろんな取組の一つの例としてお話させていただいているので、これが悪いとかそういう意味じゃないんですけども、全体的に初めてお伺いする取組の内容が、他の委員さんもちょっとご意見を聞いたらいいなと思ひたんですけど、どれだけ道民の皆さんに知られているのかなあというのが、全体的に気になっております。つまり、こういった取組の事業を数年後、又は単年ごとに継続してやられるっていうことは、その取組自体に評価を一つ作っていくということかと思うので、それが実際に道民の皆様にもどれだけ認知されているかっていうところも、大きな数字の伸びがあるかないかっていうところに影響するんじゃないかなという感じがしましたので、そのあたり、今道庁さんの方でどのようにお考えなのかなという。一旦の認識をお伺いしたいなというところがございました。
- **佐藤局長** 佐藤でございます。先ほどの今のご質問につきまして、適切な回答ではないかもしれませんが、所管の部署としては経済部でございます。これも経済部の認識を、

本来であれば私ども聞いた上でお答えをしていくことになるかと思いますが、ただ一つだけ、ちょっと私の方で気になったのは、道民の皆様にごくまで知られているかということと、やらなくてはならないということは必ずしも合致しているものでないものもあるかと。役人としてはそのように考えております。ですから、認知度がどのくらいかということをもって、その施策を進めていくかどうかということとイコールではないのではないかと。すいません。今のご指摘とちょっと理解が違っていたら申し訳ないんですが。ですから、こうした施策をこれからも続けていくというときに、道民の皆様には知られていないかもしれないけれども、行政としてはやらなくちゃならないという施策があれば、認知度とは別に、私どもの説明をもってして、それを続けていきますというふうに、別途説明があるのかなというふうに思っておりますが、認知度を含めてですね、認知度をそもそも統計としてとっているのかというのが、また別の取組になるかなと考えておりますので、今のご質問につきましても、担当の部の方に聞いてみて、今のご質問に沿った今後の反映なども含めてですね、できるかどうかを確認しながらまた別途お答えをさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

- **阿部委員** たまたまマザーズ・キャリアカフェのお話をさせていただいたわけで、この施策に問題があるというご指摘ではありませんので、経済部の皆さんに回答を求めるということではなく、全体的に認知度っていうのが、その施策の影響に関係するんじゃないかという私の個人的な意見でございましたので、それはそれ、これこれということですから、その回答で構わないと思います。
- **岡田会長** ありがとうございます。その他に、ご意見ご質問ありますでしょうか。
- **田中委員** 田中です。資料3の育児休業取得率、一応男性も上がってはいるんですけども、私たちも自分たちで調査しているんですけども、男性は、一体何日とっているのかかなってところがありまして。育休の取得率を上げるために、1日でも取っていたらカウントされることになっているとしたら、私たちが考えている育休っていうのは、多分それではないと思うんですよ。女性の方は出産も含めますので、多分それから続いて、長い期間とる方が多いのかなと思うんですが、男性ってどれくらい取っていてこの割合なのかっていうのが、今すぐの答えはいらないんですけども、気になるところではあります。もし、例えば1日だけでも、カウントされてこの数字であれば、上がっていると見ていいのかなということになるのかなと、ちょっと思っていましたので、質問でした。
- **小牧係長** すいません。わかる範囲で、お答えさせていただきます。こちらの数値は、経済部による就業環境実態調査が出典でございます。ご懸念のとおりかもしれません、何日間取っているかというような条件はなく、育児休業を取った人の割合となっております。ご意見につきましては、所管部署の方に伝えたいと思います。申し訳ありません。現時点の調査結果では、育休を何日間とっているかという内訳はないところでございます。
- **田中委員** 自分のところの反省も含めてというか、男性の育休の取得率は上がってきていると思うんですよ、全国的に。けれど、内容が伴ってないっていうことは、やっぱり重要なかなって思っています。ただ数字だけじゃないっていうことを、私たちも考えていかなきゃいけないと思ったので、一緒にやっていたらいいかなって思っています。
- **岡田会長** 今後、取得日数についても、データがあれば嬉しいというご要望でもあるということですね。
- **小牧係長** 今後、公表できる資料、お伝えできるデータにつきまして、お伝えしていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- **岡田会長** はい、ありがとうございます。他の皆様、はい、伊藤委員、お願いします。
- **伊藤委員** すいません。今のご意見に関連してといますか、僕も全く同感でして、今まで何度か、そういうデータはないかお聞きしたことがあるんですけども、多分存在し

てないと思うんですね。僕が知っている限りでは、多分5日以内の有給休暇でいいでしょってというような事例が、ほとんど大半を占めているんじゃないかと思しますので、そこはやっぱり、データをちゃんと数値化していくとともに、なぜ長期の育休がとても素晴らしいのか、それが必要なかっていうことを、男性にも女性にも浸透させていく。もちろん取りたくないっていう意見とか、そういう人がいても全然それは問題ないと思うんですけども、やっぱり、長期にとることって素晴らしいですよ、夫婦間でこういうことがありますよってことを浸透させていくことで、単純の見かけの数字じゃなくて、内容を伴っていくと思しますので、そんな活動をぜひ一緒にしていけたらいいかなというふうに思います。単純な意見ですみません。

- **岡田会長** ありがとうございます。他の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、他にご質問がないようですので、次に参りたいと思います。議題の(3)のイです。第3次北海道男女平等参画基本計画に係る指標の更新について、女性支援室で説明をお願いします。

イ 第3次北海道男女平等参画基本計画に係る指標の更新について

- **小牧係長** 資料4をご覧ください。資料3で進捗状況をご説明いたしました指標でございますが、この中で、1点ご報告でございます。指標項目のNo5「道知事部局の男性職員の育児休業取得率」を抜き出したものが資料4でございます。計画の推進に当たりましては、庁内各部署がそれぞれ所管する取り組みを行っておりまして、計画指標を各部署が所管する関連計画と連動して設定しております。この指標5につきましては、関連計画であるところの特定事業主行動計画が令和5年3月に改定されたことに伴い、目標値を20%から30%に更新いたします。目標年度は令和6年から変更ございません。なお、特定事業主行動計画の当該目標値につきましては、政府目標の大幅な引き上げがございまして、また、道における進捗状況も、すでに目標値30%を上回っているところでございますので、現在所管課において、再度改定作業を行っているところでございます。改定結果を踏まえ、当計画の指標も再度更新を行う予定でございます。次回の審議会においてご報告できる予定でございます。以上です。
- **岡田会長** ただいまの説明につきまして、ご質問ありますでしょうか。
- **西野委員** 士幌町役場の西野です。どうぞよろしくお願いいたします。すごくシンプルな質問といたしますか、今回、令和6年度20%という目標を、6年度30%にされるということで説明がありました。国が非常に野心的に、地方公務員も85%という目標を示していますよね。我々市町村も今後、そういった国の目標値を参考にしながら、それぞれの市町村の特定事業主行動計画の方も、目標設定を落としていくかという議論を進めるんですけども、道の方でこの目標値30%にされるという根拠といたしますか、基準といたしますか、そういったものがあれば、ご説明いただければなと思うんですけども。よろしいでしょうか。
- **小牧係長** 30%の目標につきましては、3月に改訂しました目標値でございます。ご存知のとおり85%という大変意欲的な目標が国から示されているので、現在、再度改訂作業中とございまして、来月1月の公表に向けて作業中と聞いております。その際には、やはり85%という目標値を案として検討していると聞いております。来年の1月の公表に向けて作業中であり、過渡期の目標値30%ということでご理解いただければと思います。以上です。
- **岡田会長** 85%という目標値案の検討を今後進められるということなんですね。ありがとうございます。他いかがでしょうか。
- **淵上委員** アークスの淵上です。道庁さんの男性職員の育休取得率が、1年で20%以上

上げられているということで、これは具体的にどういった施策をされて、数字を上げられたのかちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

- **小牧係長** こちらにつきましては、関係部署に確認をして参りました。まず一つは、庁内のイントラネットを活用した情報発信を行いました。そして、管理職員が、対象となる配偶者の出産を控えた男性職員と面談を行い、育児のための休暇や休業の取得を奨励するという取り組みを実施いたしました。それから育児休業取得者や、配偶者の声などを紹介する「パパの子育て応援ハンドブック」というものを作成し、配付いたしました。こういった取り組みを行って、その結果が反映されたのではないかと、担当部署の方から聞いております。以上です。
- **岡田会長** ありがとうございます。他の皆様いかがでしょうか。それでは、特にないようですので、次に参りたいと思います。

(4) その他

- **岡田会長** (4) その他といたしまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。女性支援室、ありますでしょうか。
- **小林主幹** 次回の審議会につきましては、来年度の夏頃を考えております。改めて日程の調整をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

3 閉会

- **岡田会長** それでは、本日の議事はこれで終了いたしました。皆様から多くの意見が出まして、本当にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。
- **今田女性支援室長** 岡田会長、池田副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。本日はご出席、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。